参考資料１

「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等

■ 会議概要・・ １

■ 北海道地域エネルギー・温暖化対策会議設置要領等・・・・・ ２

■ 北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議設置要領・・・・ ４

■ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
【第Ⅱ期】概要・・・・・・ ６

■ 省エネ・新エネ導入促進に向けたロードマップ・・・・・・・・・・・・ ７

■ 環境道民会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

■ 平成 26 年度環境道民会議活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○ 会議概要

	北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議	北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議	環境道民会議
根拠	京都議定書目標達成計画（閣議決定）	北海道条例に基づく北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画	－
事務局	北海道経産局、北海道地方環境事務所	北海道	北海道
目的	地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ**地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進**する。	北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、非営利組織などで構成する推進組織により、**行動計画の全道的な推進**を図る。	北海道の良好な環境を保全し、快適な環境を維持・創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境重視型の社会をつくることをめざして、**道民、事業者及び行政が相互の連携の下で、環境保全活動を積極的に推進**する。
活動内容	・地域の地球温暖化対策に係る計画策定・プロジェクト実現化等の国の支援 ・客観的な実態把握（基礎となるデータの提供） ・関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し	・行動計画の取組状況等に関する取組 ・その他省エネルギーの促進、新エネルギーの開発・導入の促進に関する取組 ・各構成団体の取り組み等についての情報交換等	・各参加団体による活動の実践 ・実践活動に係る情報交換・交流 ・活動情報誌等の発行 ・普及啓発事業の実施
構成	国の地方支分部局、都道府県、市町村、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体等	道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、市町村、非営利組織及び行政等	行政、各界・各層において全道的に活動している民間団体等

北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

平成17年3月31日

北海道経済産業局
北海道地区環境対策調査官事務所
（現　北海道地方環境事務所）

1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

（1）関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
（2）客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
（3）地域の地球温暖化対策に係る計画策定・プロジェクト実現化等の支援

3. 組織

推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成される。

（1）構成員については、別表に掲げる者とする。
（2）推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることが出来る。
（3）推進会議に議長を置く。
①議長は推進会議の構成員の中から互選する。
②議長に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員が代理する。

4. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

5. 事務局

推進会議の事務局は、北海道経済産業局、北海道地区環境対策調査官事務所（現　北海道地方環境事務所）とし、会議の運営について、北海道開発局、北海道運輸局が協力する。

（注）北海道地区環境対策調査官事務所は、平成 17 年 10 月1日に名称を「北海道地方環境事務所」へ変更しています。

北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議　構成員名簿

	構成員		
	所　属	役　職	氏　名
構成員（所属機関５０音順）	旭川市環境部	部長	小寺　利治
	王子製紙(株)苫小牧工場	動力部長	先名　康治
	環境省北海道地方環境事務所	所長	徳丸　久衛
	経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部	部長	一ノ瀬　宏昭
	国土交通省気象庁札幌管区気象台	気象防災部長	室井　ちあし
	国土交通省北海道運輸局交通環境部	部長	伊藤　義久
	国土交通省北海道開発局開発監理部	次長	今　日出人
	札幌市環境局環境都市推進部	部長	城戸　寛
	(一財)省エネルギーセンター北海道支部	事務局長	藤田　洋文
	新日鐵住金(株)棒線事業部室蘭製鐵所	上席主幹	林　浩明
	石油連盟北海道石油システムセンター	所長	東　方行
	農林水産省林野庁北海道森林管理局	総務企画部長	河野　充
	函館市環境部	部長	高橋　良弘
	北海道環境生活部	部長	川城　邦彦
	北海道経済部	部長	辻　康弘
	北海道エア・ウォーター(株)	生活・エネルギー営業部長	東　宏樹
	北海道ガス(株)	企画部長	八木　渉
	(特非)北海道グリーンファンド	理事長	鈴木　亨
	北海道経済連合会	常務理事	浜田　剛一
	(一社)北海道建設業協会	専務理事	牧野　光博
	(一社)北海道商工会議所連合会	常務理事	菊嶋　明廣
	(一社)北海道消費者協会	専務理事	木谷　洋史
	北海道生活協同組合連合会	専務理事	前川　和廣
	北海道大学大学院経済学研究科	特任教授	吉田　文和
	北海道大学大学院工学研究院	教授	近久　武美
	北海道地球温暖化防止活動推進センター	センター長	柴田　真年
	北海道電力(株)	企画本部環境室長	渡辺　恭吾
	(公社)北海道トラック協会	常務理事	岡本　秀太郎
	北海道農業協同組合中央会	常務理事	村上　光男
	(一社)北海道バス協会	常務理事	酒田　有一
	北海道百貨店協会	事務局長	山口　博
	(一社)北海道ビルヂング協会	副会長	中井　千尋
オブザーバー	(株)日本政策投資銀行北海道支店	企画調査課長	久保田　和雅

所属機関五十音順・敬称略、平成26年5月更新

北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議設置要領

第１　目　的

北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、非営利組織などで構成する推進組織により、行動計画の全道的な推進を図るため、北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第２　構　成

推進会議は、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、市町村、非営利組織及び行政等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。（構成団体は別表のとおり）

第３　活動内容

推進会議は、目的達成のため、次の事項に取り組むものとする。

（１）各構成団体の取り組み等についての情報交換等に関すること。

（２）行動計画の取組状況等に関すること。

（３）その他省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の促進に関し必要と認めること。

第４　運　営

（１）推進会議は、必要に応じ道が招集し開催するものとする。

（２）行動計画の推進等に関する検討を行うため、推進会議の下に部会を設置することができる。

第５　事務局

推進会議の事務局は、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室に置く。

第６　その他

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に必要な事項は、別に定める。

第７　附　則

この要領は、平成１６年１０月２２日から施行する。

この要領は、平成１９年１１月　５日から施行する。

この要領は、平成２４年　２月　１日から施行する。

この要領は、平成２４年　４月１８日から施行する。

別　表

北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議

○構成団体

団　　体　　名
＜道民＞ （社）北海道消費者協会 ＜事業者＞ ＪＡ北海道中央会 ホクレン農業協同組合連合会 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 （社）北海道トラック協会 （社）北海道バス協会 （社）北海道建設業協会 ＜エネルギー関連事業者＞ 北海道電力（株） 北海道ガス（株） ＪＸ日鉱日石エネルギー（株） ＜経済団体＞ 北海道経済連合会 （社）北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 ＜市町村＞ 北海道市長会 北海道町村会 ＜非営利組織＞ （特非）交通まちづくりコンソーシアムゆうらん （特非）北海道グリーンファンド ＜北海道＞ 北海道

○オブザーバー

北海道経済産業局 北海道運輸局 北海道開発局 北海道地方環境事務所 北海道農政事務所

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」概要

第１編　総　　論

第１章　計画の基本的考え方

■計画策定の背景
- ○世界的なエネルギー需給逼迫の懸念
- ○エネルギー・環境分野を経済成長の原動力とする世界的な潮流
- ○国は環境エネルギーを新しい成長戦略の柱の一つに位置付け
- ○エネルギー問題への関心の高まり

■計画の性格と位置付け
- ○条例に基づき目標と施策の基本的な事項を定めるもの。道民、事業者等の取組指針

■計画期間及び目標年度
- ○平成２３年度～平成３２年度（１０年間）

第２章　計画推進の基本的考え方と目指す姿

■大震災後の国や道の取組
- ○「革新的エネルギー環境戦略」「エネルギー基本計画」改定予定
- ○地域の推進体制の整備など計画の策定に先行して実施

■計画推進の基本的考え方
- ○目指す姿
  - ・中長期的に、 持続可能な省エネルギーの実現
    新エネルギーを主要なエネルギー源の一つへ
- ○施策の方向性を明確にする４つの柱を設定
  - ①エネルギー需要家の意識改革＜省エネの促進＞
  - ②多様なプロジェクトの早期実現＜新エネの導入加速＞
  - ③エネルギーの「地産地消」の推進＜地域における導入促進＞
  - ④民間活力の積極的な活用＜関連産業の振興＞

第２編　各　　論

第３章　省エネルギーの現状と課題

■最終エネルギー消費と省エネの現状と課題
- ○最終エネルギー消費の概況
- ○需要部門別のエネルギー消費の現状と課題
  - ・産業部門、民生部門、運輸部門

■一次エネルギーの供給の現状

■電力需要の現状

第４章　エネルギー需要家の意識改革 ～省エネの促進

■施策の推進に関する考え方

■道が取り組む主な施策
- ○節電の取組、○需要家意識の改革
- ○省エネ機器等の導入の促進

■需要部門毎の施策（産業部門、民生部門、運輸部門）

第５章　新エネルギーの現状と課題

■道内の新エネルギーの導入状況
- ○H22年度目標値に対する達成率７８％(H21年度現在)

■新エネ開発・導入における取組の現状と課題

＜新エネが有する課題＞
- ○経済上の課題、○市場の課題、○法規制上の課題

＜道内企業等が有する課題＞
- ○人材確保の課題、○資源確保の課題、○技術上の課題

第６章　多様なプロジェクトの早期実現 ～新エネルギーの開発・導入の加速

■施策の推進に関する考え方
- ○コストの低減など、新エネルギー導入にあたっての課題解決に向けた取組の計画的実施

■道が取り組む主な施策
- ○コスト低減に向けた取組
- ○立地規制や利用規制等に関する規制の緩和
- ○多様な事業主体との連携による取組　等

第７章　エネルギーの地産地消 ～地域における導入の促進

■施策の推進に関する考え方
- ○エネルギーの地産地消に取り組む市町村等の拡大

■地域の主な取組

■道が取り組む主な施策
- ○全道的・広域的な課題の検討
- ○事業の「芽」段階からの効果的支援
- ○人材育成、道民理解の促進
- ○地域推進体制の活用

第８章 民間活力の積極的な活用 ～関連産業の振興

■施策の推進に関する考え方
- ○「環境産業振興戦略」との一体的な展開による省エネ・新エネの導入促進

■道が取り組む主な施策
- ○再生可能エネルギー関連企業や研究機関の立地促進
- ○バイオマスや風力等の新エネ活用によるビジネス拡大
- ○持続可能なビジネスモデルの確立

第３編　推進管理

第９章　計画の推進に向けた行動

■オール北海道体制での取組
- ○道民、事業者、電気事業者、非営利組織の役割・期待される行動

■道の行動
- ○道としての取組（率先行動）
- ○道民、事業者、市町村、国との連携強化

■推進体制の整備・活用
- ○「省エネ・新エネ推進会議」、「地域省エネ・新エネ導入推進会議」等の活用

■計画の進捗状況の点検
- ○ロードマップの策定等
- ○毎年度の取組状況等の調査・点検による施策への反映

省エネ・新エネ導入促進に向けたロードマップ（工程表）（１／２）

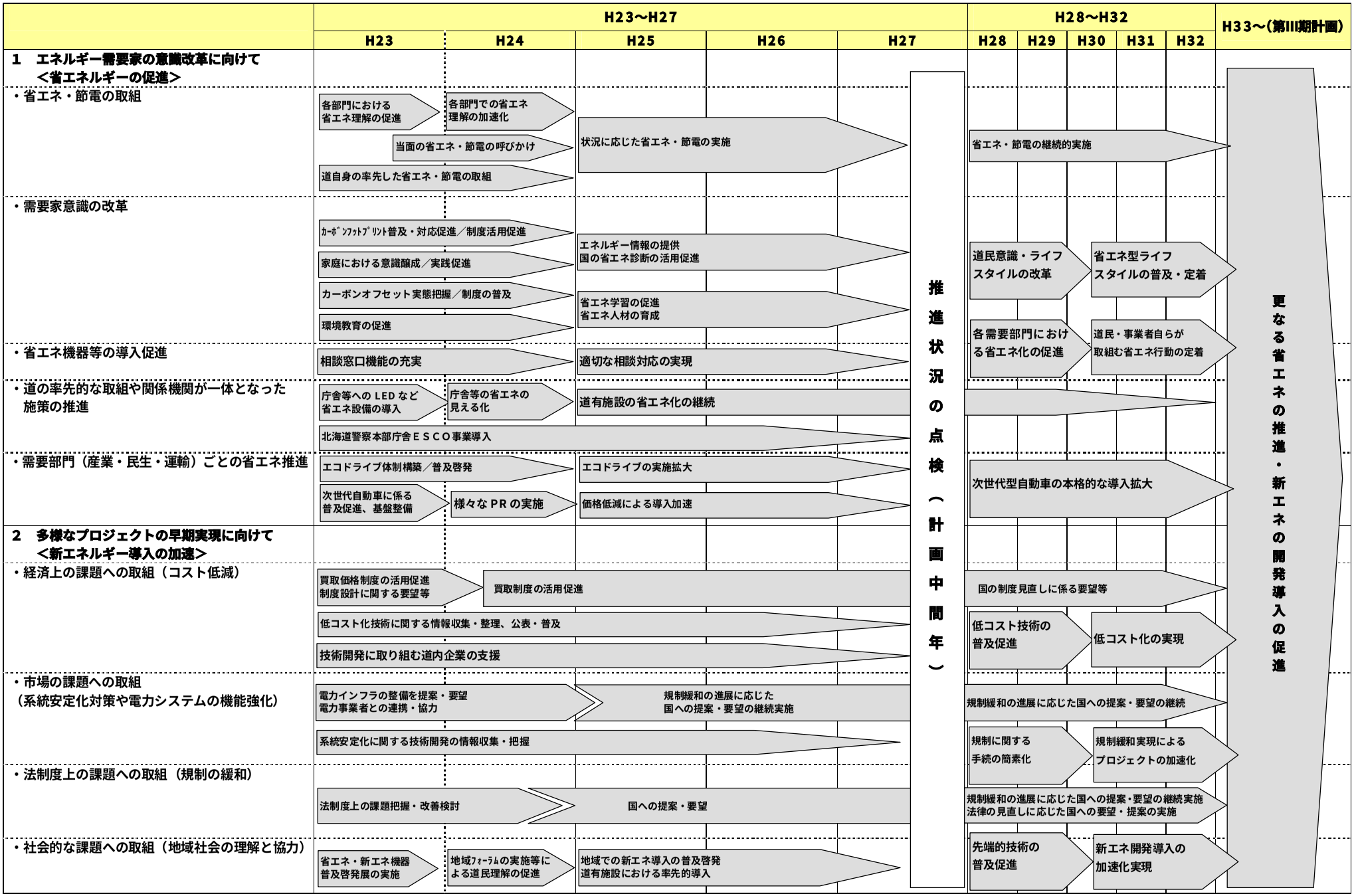

省エネ・新エネ導入促進に向けたロードマップ（工程表）（２／２）

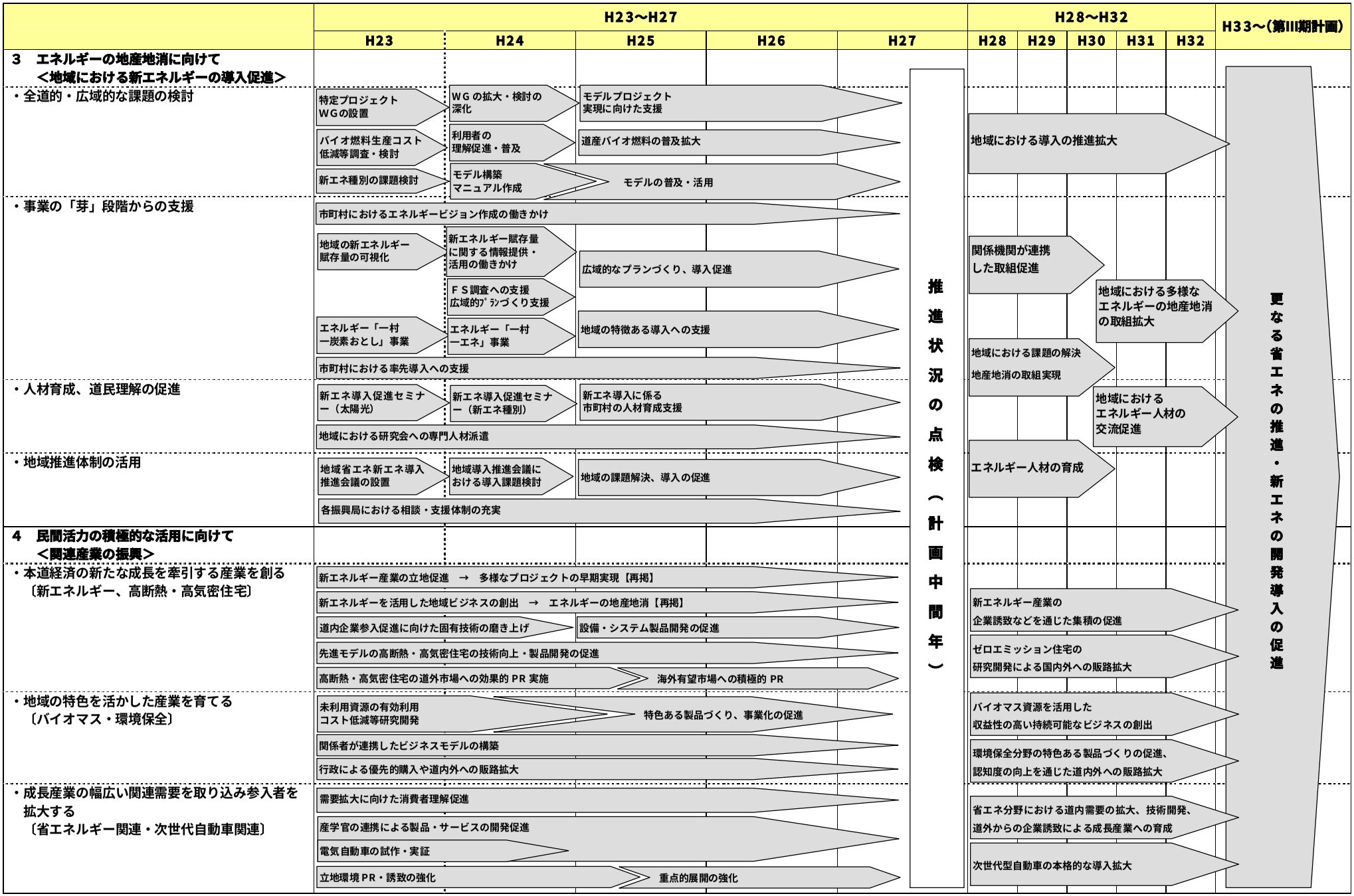

「環境道民会議」設置要綱

（目的）

第１条　北海道の良好な環境を保全し、快適な環境を維持・創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境重視型の社会をつくることをめざして、道民、事業者及び行政が相互の連携の下で、環境保全活動を積極的に推進するため、環境道民会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

（１）環境の保全及び創造に関する活動の相互連携による推進に関すること。

（２）環境の保全及び創造に関する活動の情報交換及び普及啓発に関すること。

（３）その他環境の保全及び創造の推進に関すること。

（構成）

第３条　会議は、別表に掲げる団体等（以下「参加団体等」という。）をもって構成する。

２　参加団体等は、必要に応じて追加、変更することができる。

（会長）

第４条　会議の会長は、北海道知事とし、会議を代表する。

（議長）

第５条　会議に議長を置き、参加団体等を代表する者等から会議において選出する。

２　議長が不在のときは、議長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

（会議の運営）

第６条　議長は、会長と協議の上、会議を招集し、これを運営する。

２　議長は必要に応じ、参加団体等以外の者に出席を要請することができる。

（企画委員会の設置）

第７条　会議の運営に関し、必要な事項を企画・検討するため、企画委員会を置く。

２　企画委員会の委員は、議長が指名し、委員長は委員の中から選出する。

３　委員長は、議長と協議の上、企画委員会を招集する。

（事務局）

第８条　会議の事務局を環境局環境推進課に置く。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１０年９月５日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

環境道民会議参加団体一覧（６６団体）

平成２６年８月１日現在

1	エコロジア北海道２１推進協議会	28	(一社)北海道市場協会	55	(一社)北海道ハイヤー協会
2	ＮＰＯ法人　ezorock	29	北海道自然観察協議会	56	(一社)北海道バス協会
3	環境学習フォーラム北海道	30	北海道自然体験活動推進協議会（えぞＣＯＮＥ）	57	北海道百貨店協会
4	循環（くるくる）ネットワーク北海道	31	(一社)北海道自然保護協会	58	(一社)北海道ビルヂング協会
5	札幌市	32	北海道市長会	59	北海道ボランティア・レンジャー協議会
6	札幌市女性団体連絡協議会	33	北海道自動車処理協同組合	60	北海道木材産業協同組合連合会
7	石油連盟　北海道石油システムセンター	34	認定ＮＰＯ法人　北海道市民環境ネットワーク	61	(公社)北海道森と緑の会
8	(一社)日本ガス協会北海道部会	35	(公社)北海道浄化槽協会	62	北海道容器商業協同組合
9	(一社)日本建設業連合会北海道支部	36	(一社)北海道商工会議所連合会	63	北海道林業協会
10	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	37	北海道商工会連合会	64	(一財)北海道老人クラブ連合会
11	日本チェーンストア協会北海道支部	38	北海道商店街振興組合連合会		
12	(一社)日本鉄リサイクル工業会北海道支部	39	(一社)北海道消費者協会	65	道内報道機関
13	(公社)日本包装技術協会･北海道支部	40	(一社)北海道食品産業協議会	新聞社	(株)朝日新聞社北海道支社
14	日本野鳥の会札幌支部	41	北海道女性団体連絡協議会	新聞社	(株)日本経済新聞社札幌支社
15	北海道環境カウンセラー協会	42	北海道スーパーマーケット協会	新聞社	(株)北海道新聞社
16	(公財)北海道環境財団	43	北海道生活協同組合連合会	新聞社	(株)毎日新聞社北海道支社
17	北海道環境整備事業協同組合	44	北海道製紙原料直納商業組合	新聞社	(株)読売新聞東京本社北海道支社
18	(一社)北海道環境保全協会	45	(公財)北海道青少年育成協会	テレビ局	札幌テレビ放送(株)（ＳＴＶ）
19	(公社)北海道観光振興機構	46	(一社)北海道測量設計業協会	テレビ局	(株)テレビ北海道（ＴＶｈ）
20	(一社)北海道機械工業会	47	(公財)北海道地域活動振興協会	テレビ局	日本放送協会札幌放送局（ＮＨＫ）
21	北海道漁業協同組合連合会	48	(一社)北海道中小企業家同友会	テレビ局	北海道テレビ放送(株)（ＨＴＢ）
22	北海道グリーン購入ネットワーク	49	北海道町村会	テレビ局	北海道文化放送(株)(ＵＨＢ)
23	ＮＰＯ法人 北海道グリーンファンド	50	(一社)北海道町内会連合会	テレビ局	北海道放送(株)（ＨＢＣ）
24	北海道経済連合会	51	(公社)北海道トラック協会	ラジオ局	(株)ＳＴＶラジオ
25	(一社)北海道建設業協会	52	北海道二輪車商業協同組合	ラジオ局	(株)エフエム・ノースウェーブ
26	(公社)北海道交通安全推進委員会	53	北海道農業協同組合中央会	ラジオ局	(株)エフエム北海道
27	(公社)北海道産業廃棄物協会	54	北海道廃タイヤ事業協同組合	66	北海道

団体名　５０音順（※報道機関は各カテゴリーごと）

平成２６年度 環境道民会議活動計画

〇基本的な考え方

環境道民会議では、事業者団体、道民団体及び行政が相互に連携・協力の下、環境保全の取組を積極的に推進することを目的として各種の事業を展開しており、新年度においても、次のとおり活動を行います。

１　第１７回環境道民会議（総会）の開催

開催時期	５月９日（金）　１３：３０～１６：００
場　　所	かでる２・７　８２０研修室
対象・規模	各参加団体代表（代理含む）
形　　態	議事、事例紹介、意見交換会
内　　容	①平成２５年度活動報告　②平成２６年度行動テーマ･活動計画承認 ③事例紹介、意見交換会

２　企画委員会の開催

時期	項　　目	概　　要
４月	第１回企画委員会	総会についての検討など
１０月	第２回企画委員会	ウィンターミーティングについての検討など
３月	第３回企画委員会	平成２７年度活動計画の検討など

３　「道民環境行動月間」、「道民環境の日」などを中心とした各種事業の展開

北海道環境行動計画（どうみんグリーンアクション）に基づく、道民環境行動月間（７月）及び道民環境の日（５月、７月、１０月、１月の第２日曜日）に合わせ、季節に応じたテーマを設定するとともに、環境省が実施する環境月間（６月）および地球温暖化防止月間（１２月）に合わせ、参加団体の環境関連行事について取りまとめを行いＨＰ等で公表することにより、道民、事業者の皆様にイベントへの参加や環境に配慮した行動の実践を呼びかけます。

	実施時期	テーマ
道民環境の日 2014・春	春の道民環境の日（5/11）を中心とした５月の１ヶ月間	清掃活動など環境配慮行動の実践
道民環境の日 2014・夏	夏の道民環境の日（7/13）を中心とした７月（道民環境行動月間）の１ヶ月間	クールビズなど環境配慮行動の実践
道民環境の日 2014・秋	秋の道民環境の日（10/12）を中心とした１０月の１ヶ月間	３Ｒなど環境配慮行動の実践
道民環境の日 2015・冬	冬の道民環境の日（1/11）を中心とした１月上旬から２月上旬までの１ヶ月間	ウォームビズなど環境配慮行動の実践
環境月間	環境の日（6/5）を中心とした６月の１ヶ月間	環境に配慮した行動の実践
地球温暖化防止月間	１２月の１ヶ月間	地球温暖化防止のための行動の実践

４　赤れんがガイアナイトの開催

北海道クールアース・デイ(7/7)の取組の一環として、道庁赤れんが庁舎前庭において、キャンドルアートの点灯やコンサートなどを行い、参加者にキャンドルの配布を行うと共に各家庭でローソクの光の中で地球環境について考えていただくよう呼びかけます。

開催時期	７月７日（月）１８：３０～２０：３０
場　　所	道庁赤れんが庁舎前庭、会議室 （雨天時はコンサート会場を赤れんが庁舎会議室に変更）
内　　容	キャンドル点灯式、コンサート、知事メッセージ、 キャンドルの配付、そらエコ教室
対象・規模	各参加団体の会員及び一般道民（１，０００名程度）

５　環境道民会議ウィンターミーティングの開催

先進的な環境保全活動事例等を紹介し意見交換を行うことにより、参加団体間の情報共有を図り環境保全活動の実践を促します。また、WEB 配信について検討します。

開催時期	１月
内　　容	先進的な環境保全活動事例の紹介など
対象・規模	各参加団体の会員及び一般道民（１００名程度）

６　活動情報の発信等

（１）普及啓発事業の実施

電子メール等で参加団体の環境関連行事等の情報提供を随時行うとともに、ホームページ上で参加団体の環境保全活動等を紹介し、広く道民に環境保配慮行動実践を促します。

内　　容	１　参加団体の活動状況や環境関連行事等の情報提供 ・環境生活部環境推進課が年４回発行している「環境かわら版」に、環境道民会議参加団体の情報を掲載 ２　環境道民会議ホームページの運営　　など

（２）環境道民会議活動情報誌『環境ぱれっと』の発行

参加団体の取組等について、参加団体や市町村等を通じて広く配布するとともにホームページ上で公開することにより、環境道民会議の活動について広く道民に周知します。

発行時期	３月（１回／年）
発行部数	６，０００部
規　　格	Ａ４判　カラー　１０頁(綴じなし)
内　　容	各主体の取組事例紹介など
配布先	道民会議参加団体、振興局、市町村、庁内、環境保全推進委員、 一般道民（環境道民会議のイベント等で配布）など

７　参加団体アンケートの実施

参加団体による環境保全活動の取組内容や環境道民会議の活動に対するご意見等について把握し環境道民会議の運営の参考とするため、アンケートを実施します。

実施時期	２月、　参加団体に配布
規　　格	Ａ４判　２０頁程度

参考資料２

観光業者に対する税制優遇

■ 関係法令・・ １

【 関係法令 】

所得税法（抄）

（雑損控除）

第七十二条　居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～三　（略）

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、雑損控除という。

（医療費控除）

第七十三条　居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払つた場合において、その年中に支払つた当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、医療費控除という。

（社会保険料控除）

第七十四条　居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合には、その支払つた金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、社会保険料控除という。

（小規模企業共済等掛金控除）

第七十五条　居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払つた場合には、その支払つた金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、小規模企業共済等掛金控除という。

（生命保険料控除）

第七十六条　居住者が、各年において、新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（第三項において「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項に規定する新個人年金保険料を除く。以下この項及び次項において「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第三項に規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下この項において「旧生命保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～三　（略）

２　居住者が、各年において、介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由（第六項及び第七項において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下この項において「介護医療保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～四　（略）

３　居住者が、各年において、新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下この項において「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下この項において「旧個人年金保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～三　（略）

４～１０　（略）

１１　第一項から第四項までの規定による控除は、生命保険料控除という。

（地震保険料控除）

第七十七条　居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する第九条第一項第九号（非課税所得）に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この項において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この項において「地震保険料」という。）を支払つた場合には、その年中に支払つた地震保険料の金額の合計額（その年において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額とし、その金額が五万円を超える場合には五万円とする。）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、地震保険料控除という。

（寄附金控除）

第七十八条　居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～二　（略）

２～３　（略）

４　第一項の規定による控除は、寄附金控除という。

（障害者控除）

第七十九条　居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

２　居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

３　居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、前項の規定にかかわらず、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者一人につき七十五万円を控除する。

４　前三項の規定による控除は、障害者控除という。

（寡婦（寡夫）控除）

第八十一条　居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

２　前項の規定による控除は、寡婦（寡夫）控除という。

（勤労学生控除）

第八十二条　居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

２　前項の規定による控除は、勤労学生控除という。

（配偶者控除）

第八十三条　居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）を控除する。

２　前項の規定による控除は、配偶者控除という。

（配偶者特別控除）

第八十三条の二　居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一～三　（略）

２　（略）

３　第一項の規定による控除は、配偶者特別控除という。

（扶養控除）

第八十四条　居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

２　前項の規定による控除は、扶養控除という。

（基礎控除）

第八十六条　居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所

得金額から三十八万円を控除する。
２　前項の規定による控除は、基礎控除という。

地方税法（抄）

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）
第六条　地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。
２　地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（固定資産税の課税客体等）
第三百四十二条　固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。
２～３　（略）

（固定資産税の納税義務者等）
第三百四十三条　固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。
２～９　（略）

（事業所税）
第七百一条の三十　指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

（用語の意義）
第七百一条の三十一　事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　指定都市等　次に掲げる市をいう。
イ　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市
ロ　イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域を有するもの
ハ　イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のもののうち政令で指定するもの
二～八　（略）

２　（略）

（事業所税の納税義務者等）

第七百一条の三十二　事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

２～３　（略）

参考資料３

カジノの設置

■「IRに関する道民セミナー」パンフレット・・・・・・・・・・・・・・ １

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

IRに関する道民セミナー

～カジノを含む統合型リゾート（IR）を考える～

統合型リゾート、いわゆるIRの整備は、日本再興戦略において成長戦略に位置づけられ、平成26年7月に内閣府に設置された専門部署において、必要な制度上の措置を検討しているほか、平成25年12月に議員提案により衆議院に提出されたIR推進法案は、平成26年6月に衆議院内閣委員会で審議入りした後、11月の衆議院の解散により廃案となりましたが、国際観光産業振興議員連盟では、平成27年の通常国会にIR推進法案を再度提出することとしています。

IRは、観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出などの効果が期待できる一方で、治安の悪化やギャンブル依存症など負の側面についても様々な議論がありますことから、道では、IR導入に向けた国の動向や誘致に向けた検討が行われている関係自治体の意向などを踏まえ、IRに関する道民セミナーを次のとおり開催することとしましたので、是非ご参加ください。

主　催

・北海道　　＊共催　：苫小牧市、釧路市、留寿都村

対　象

・市町村、観光関係団体、経済関係団体、民間企業、道内に居住の方など

参加無料

日時・会場

・苫小牧市：1月24日（土）13時00分～16時00分
　苫小牧市民会館　小ホール　（苫小牧市旭町3丁目2番2号）
・釧　路　市：1月31日（土）10時30分～13時00分
　阿寒湖まりむ館　（釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号）
・留寿都村：2月　3日（火）18時00分～20時15分
　留寿都村公民館　（虻田郡留寿都村字留寿都206番地1）

プログラム

1. 開会あいさつ
2. 報告①　「ギャンブルと多重債務問題等について（仮）」
　・苫小牧会場　～北海道合同法律事務所　弁護士　池田賢太　氏
　・釧路会場　　～はやみち法律事務所　弁護士　道尻豊　氏
　「ギャンブル依存症について（仮）」
　・留寿都会場　～石橋病院　院長　白坂知信　氏
3. 報告②　「世界のIR運営事例とIRの社会的影響対策などについて（仮）」
　・各会場共通　～北海道型IR検討調査事業受託コンソーシアム
　（株）国際カジノ研究所　所長　木曽崇　氏
4. 報告③　「IR導入に際してのあるべきセーフティーネットについて（仮）」
　・苫小牧会場　～有限責任　あずさ監査法人　公認会計士　丸田健太郎　氏
　・釧路会場、留寿都会場　～有限責任　あずさ監査法人　公認会計士　内田聡　氏
5. パネルディスカッション〔苫小牧会場、釧路会場〕
6. 質疑応答

【お問合せ】 北海道経済部観光局　国際観光グループ　TEL：011-204-5305
【申込方法】 別紙の参加申込書によりお申し込み下さい。
なお、各会場とも定員になり次第、申込みを締め切らせていただきますので予めご了承ください。

【 関係法令 】

刑法（抄）

（賭博）

第百八十五条　賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

（常習賭博及び賭博場開張等図利）

第百八十六条　常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

２　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

参考資料４

エゾシカ捕獲における
夜間発砲（銃猟）の実施

■ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の
一部を改正する法律について・・・・・・・・・・ １

■ 猟銃等による事故等・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

■ 提案検討委員会における過去の審議状況・・・・・ ６

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について　【H26.5.30 公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

→ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第１条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第２条）。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第４条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第７条及び第７条の２）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第７条の３及び第７条の４）。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。（第14条の２）

※ 都道府県知事又は国の機関が、４の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の２から第18条の10）。

閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の２）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 公布の日から起算して１年以内の政令で定める日（H27.5.29）から施行する（一部を除く）。

（環境省資料を基に作成）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年通常国会　法律第 46 号）

※ 平成 26 年 5 月 30 日公布、５③のみ公布日施行、その他は平成 27 年 5 月 29 日施行

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

→ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
   ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
   ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
   ③ 公務所等への照会規定の追加

1．　題名、目的等の改正（第１条・第２条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

↓

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的（第１条）】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、~~鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて~~猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義（第２条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

□　鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

□　鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【現行】

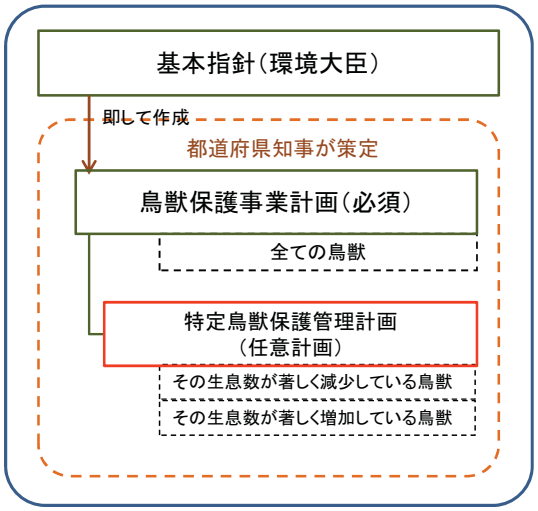

【改正法】

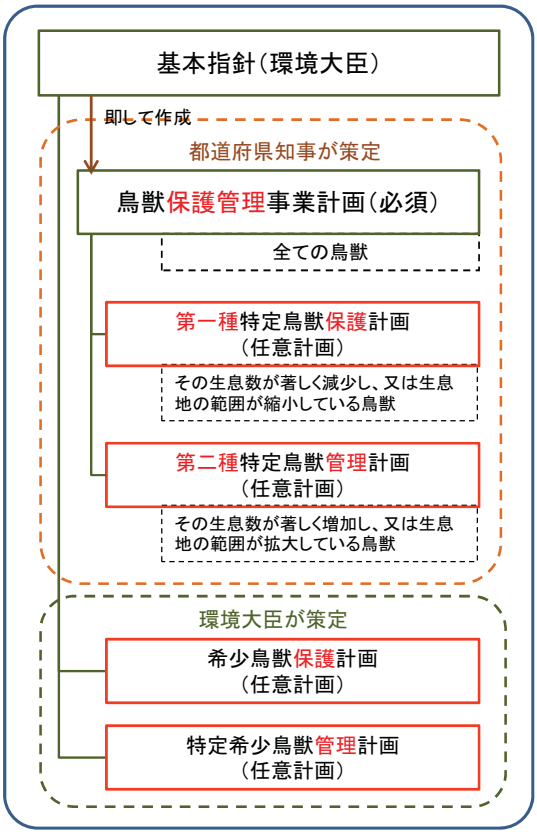

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設（第14条の2）

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣※の指定
（環境省）

※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの

基本指針に「指定管理鳥獣の管理に関する事項」を記載（環境省）

第二種特定鳥獣管理計画
（都道府県）

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（都道府県）

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
（都道府県又は国の機関）

※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

□ 捕獲等の禁止（法第8条）を適用しない。

□ 鳥獣の放置の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。

□ 夜間銃猟の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入（第18条の2～第18条の10）

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（法人）

↓ 申請

都道府県知事

【認定の基準】

① 安全管理を図るための体制が基準に適合
② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。
※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

＜法律上の効果＞

- □ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- □ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- □ 従事者の適性試験の免除
- □ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）

＜その他の効果＞

- □ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- □ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化　等

5. その他

① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（第38条・第38条の2）

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。

都道府県知事 ⇄ 申請 / 許可 ⇄ 申請者

鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的に限る

② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加（第75条の2）

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。
（狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。）

猟銃等による事故等（平成15～24年）

区分＼年		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生件数	総数	69	57	55	48	55	52	49	35	28	31
	猟場	37	20	26	16	25	26	29	16	20	22
	射撃場	3	0	0	0	4	1	1	2	0	0
	その他	29	37	29	32	26	25	19	17	8	9
死者数（人）		26	37	29	29	27	28	22	19	11	10
	事故	5	9	2	6	4	7	8	5	6	3
	自殺	21	28	27	23	23	21	14	14	5	7
負傷者数（人）		44	21	27	19	32	24	28	19	17	21

出典：環境省ＨＰ（警察庁作成資料（H25.6））

過去の類似提案の検討結果（エゾシカの捕獲関係）

提案事項	提案内容	整理した委員会	１次整理結果（一旦検討終了）				理　由　等 （１次整理時）	１次整理後の情勢変化 （法令改正等の動き）
			国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他		
エゾシカ被害の防止	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	第6回 (H19. 10)		○			・鳥獣保護区内においても、被害防止や個体数調整の目的である場合は、許可を受けてエゾシカの捕獲が可能。 ・自然公園法の特別地域内における囲い罠の設置についても対応可能。	・制度的には変更なし ・市町村が特定の時期・場所で実施する一斉捕獲については、鳥獣保護区等でも可能な限り実施ができるよう関係機関との調整などを実施 （環境生活部）
狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。			○			・ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可をしている。	・変更なし （道警本部）
銃刀法の特例	一定の条件を満たした者にライフルの所持、狩猟への使用を可能とする。 （①本籍を北海道に置き、かつ北海道在住５年以上の者 ②北海道猟友会入会後５年もしくは日本ライフル射撃協会入会後３年を満たすもの。 北海道在住の者で散弾銃所持後10年を経過した者は、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、10年以内に北海道以外に住所を移した者はライフルを返納するものとする。）	第34回 (H22. 1)		○			・ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可をしている。 ・平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃を使用した凶悪事件等を受け、政府は平成21年２月に銃刀法を改正し、銃所持の許可に係る欠格事項の拡充、猟銃・実包の保管規制の強化等による銃砲規制の大幅な強化を行っている。当該法改正に係るパブリックコメント（平成20年７月実施）において、「大日本猟友会からは10年を５年に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するなら、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき」との一般からの意見に対して、国（警察庁生活安全局）は「ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんがみ現行10年となっている規制を５年に緩和することは適当ではないと考えている」と回答している。	・変更なし （道警本部）

提案事項	提案内容	整理した委員会	１次整理結果（一旦検討終了）				理　由　等 （１次整理時）	１次整理後の情勢変化 （法令改正等の動き）
			国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他		
有害獣の駆除促進	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	第34回 (H22.1)		○			・都道府県は、鳥獣法第９条第１項に基づく有害獣の駆除の許可について、国有林、民有林問わず許可を出すことは可。 ・駆除作業を行うため土地に立ち入るに当たっては、国有林、民有林問わず、地権者から承諾を得なければならないことから、その管理者との意思疎通を図ることが必要である。	・制度的には変更なし （環境生活部）
有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、安全を確保した上で、夜間発砲の禁止や消音装置付き銃の所持禁止を緩和する。	第47回 (H24.5)				○	・夜間発砲及び消音装置装着の禁止の緩和にあたっては、人的な危害が生じるおそれがあり、消音器装置装着の緩和については、警察庁において、有効性に関するデータの結果を検討し、改正の必要の有無を検討することとしている。 ・道としては、効率的な捕獲が実施できるよう、安全性を担保した一定の条件下において、消音器付き銃を使用した夜間捕獲が可能となるよう、引き続き規制緩和を国に対して要望していく方針	・夜間での銃器の使用については、H27に施行される改正鳥獣保護法により、一定の条件下において可能となるところ ・上記を踏まえ、消音器の使用に関する国への要望継続はあらためて検討する。 （環境生活部）
捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除	捕獲実績のあるハンターに対し、市町村長が証明すること等により、猟銃の所持許可の更新時の技能講習を免除する。			○			・平成24年３月に改正された鳥獣被害防止特別措置法により、要件を満たした場合、技能講習が免除されることとなったため、現行法令で可能	・変更なし （道警本部）
森林管理局職員等によるエゾシカ駆除	森林管理局職員等が狩猟免許を取得し、職務として国有林でのエゾシカ駆除を行う。			○			・森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としての国有林内のエゾシカ駆除については、鳥獣保護法第39条の知事の免許を受けることで実施可能である。	・制度的には変更なし （環境生活部）

提案事項	提案内容	整理した委員会	１次整理結果（一旦検討終了）				理　由　等 （１次整理時）	１次整理後の情勢変化 （法令改正等の動き）
			国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他		
既に移譲を受けた事務に関連する事務の移譲の検討 （鳥獣保護法に係る分野別審議）	鳥獣保護法に係る「危険猟法（麻酔薬の使用）の許可」に類似する次の事務について移譲を受ける。 ①絶滅のおそれのある希少鳥獣の捕獲 ②かすみ網を用いた捕獲 ③爆発物、劇薬、毒薬を用いた捕獲	第50回（H24.12） 第51回（H25.3） 第52回（H25.5） 第55回（H25.10）				○	①希少鳥獣は生息数が極めて少なく、特に保護を図っていく必要があるため、捕獲許可頭数の管理、許可要領の作成などを考慮し、現行どおり、国の責任において捕獲許可も含めた保護管理を行う必要がある。 ②かすみ網による密猟防止を徹底するため、引き続き、環境省が日本全体を一つの行政単位として、捕獲許可から所持、販売及び頒布まで一貫した規制を行う必要がある。 ③爆発物及び毒薬は、過去に許可実績がなく、需要もないことから必要性はない。 また、移譲されても許可基準を独自に設定するには、道による調査・研究が必要となり、不要な負担が発生する。 劇薬についても、鳥獣の捕獲にはすでに移譲されている麻酔薬３種以外に必要性は無いことから現行どおりとする。	・制度的には変更なし （環境生活部）
わな猟の通年実施	発砲等の危険がない「わな猟」について、通年で狩猟を可能とし、狩猟免許取得者を増やすことで、エゾシカの適正な頭数管理を図る。	第63回（H26.5） 第64回（H26.8）		○		○	・国（環境大臣）に移譲を求める権限が存在しない（狩猟期間が法令に直接明文化）。 ・現行制度上、わなによる許可捕獲であれば、通年での実施（捕獲）は可能である。	・制度的には変更なし （環境生活部）
現地での埋設処理	捕獲したエゾシカを現地でまとめて埋設できるようにする。			○		○	・国（環境大臣）に移譲を求める権限が存在しない（一般廃棄物に係る権限は廃棄物処理法により市町村長に付与されている）。 ・法令上、都道府県は、市町村に対し、一般廃棄物の適正処理に関し必要な技術的援助を与えることに努めることとされており、今後の施策推進の参考となるよう、所管部（環境生活部）に対しアイデアの趣旨、検討の経過を伝える。	・制度的には変更なし （環境生活部）

【関係法令】

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抄）

（平成十四年七月十二日法律第八十八号）
最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

（目的）

第一条　この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

２　この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

３　この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

４　この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

５　この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

６～１０（略）

（第二種特定鳥獣管理計画）

第七条の二　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

２～３（略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条　鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。

二　第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

三　第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二　都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

２～４（略）

５　国の機関は、環境省令で定めるところにより、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合において、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該実施計画に適合することについて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。

６～７（略）

８　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一　第十八条　捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二　第三十八条第一項　前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

９　（略）

（鳥獣の放置等の禁止）

第十八条　鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

（鳥獣捕獲等事業の認定）

第十八条の二　鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第十八条の五第一項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

（認定の実施）

第十八条の五　都道府県知事は、第十八条の三第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準（当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあっては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときでなければ、第十八条の二の認定をしてはならない。

一　鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。

四　鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

五　その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

２（略）

（銃猟の制限）

第三十八条　日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

２～３（略）